

# 大阪損保革新懇ニュース

大阪損保革新懇事務局  
 大阪市中央区道修町3-3-10  
 大阪屋道修町ビル3F  
 06-6232-1095

## 代理店プロジェクト

# 近畿財務局へ要請

「代理店プロジェクト」は、3月13日の「みどうすじ総行動」において、代理店問題での要請書を近畿財務局に提出しました。今回で4度目の申し入れとなります。従来より、①損保各社の代理店切り捨て②代理店手数料率の一方的な引き下げ③消費者ニーズに合致した商品販売、などについて要請を行ってきました。今年度は、「MS&ADにおける代理店の他社移行強要問題」と「委託型募集人の身分保障問題」について要請、4月11日に回答を求めました。

### 一方的な代理店と契約者の他社移行

今年度要請の第一は、MS&ADホールディングス傘下の三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保による代理店の一方的な他社移行の問題です。

たとえば、「三井住友海上が拠点を構え、あいおいニッセイ同和損保は拠点を有しない地域」に存在するあいおいニッセイ同和損保の代理店は、三井住友海上に移行させるといいます。逆のケースでは、三井住友海上の代理店が、否応なくあいおいニッセイ同和損保の代理店に移行させられます。

そうなると必然的に、当該代理店の契約者も保険会社の変更を余儀なくされます。金融持ち株会社の利潤追求のための施策で、代理店ばかりか契約者もないがしろにされる、こうしたことがはたして「企業の社会的責任」をはたすことにつながるのでしょうか。MS&ADホールディングスのCSRレポートでは、行動指針として「お客さま第一」を掲げ、「わたしたちは、常にお客さまの安心と満足のために行動します」と宣言しているのです。

### 「委託型募集人」の身分保障を

第二は「委託型募集人」身分保障の問題です。2014年1月16日、金融庁は、すべての保険会社に対し「保険募集に係る再委託の禁止について」という通達を出し、「保険代理店使用人の適正化等」についての保険業法に基づく報告を求めました。その内容は、これまで事実上認めてきた「委託型募集人」を保険業法違反であると判断し、その是正を求めたものです。

金融庁が「委託型募集人」を保険業法違反であると判断した主な理由は、募集人に対して、募集行為を行えるだけの「教育・指導・管理」を代理店が行っていないというものです。勤務実態が月1回や半年に1回では、正しい管理など行えないというのが金融庁の見解ですが、この指摘は本来近年増加してきたいわゆる「保険ショップ」などの生命保険販売を対象としたものであり、多くの損保代理店に当てはまるものではありません。



近畿財務局への要請行動

今般の指示では、使用人は「雇用」などの要件を満たす必要があり、仮に要件を満たさない場合は速やかに「適正化」を行う必要があるとされています。

「適正化」の内容は、保険代理店が適正化対象の使用人と委託契約等を解除したうえで、当該使用人が、

- ①「雇用」「派遣」「出向」となった場合
- ②新たに設立した法人代理店の役員又は使用人となった場合
- ③独立して個人代理店となった場合
- ④そのまま廃業した場合、等のことをいうとされています。

私たちが危惧するのは、平然と「廃業」の選択肢が「適正化」の要件として挙げられていることです。

### 損保会社が推進し金融庁が認めてきた「委託型募集人」制度

もともとこうした「委託型募集人」制度は、当該の募集人が望んでつくられたものではありません。損保各社は、小規模代理店の切り捨ても含め、徹底した代理店効率化を行う一方で、収入保険料の確保を目的に代理店の統廃合をすすめてきました。その一つの、しかし大きな手段として「委託型募集人」制度の導入があったのです。

しかも、行政当局の金融庁は、委託型募集人が長期にわたって存続してきた現状を認識しつつ、こうした制度そのものを実質承認してきました。にもかかわらず、今回の処置は、あまりにも拙速にすぎ、かつ問答無用の乱暴なものといわざるをえません。ある週刊誌が「金融庁豹変」と報道したほどです。

### 近畿財務局の回答

4月11日(金)に再び近畿財務局を訪れ、要請団が提出した文書に対する回答を求めました。まず全体で、銀行、信金・信組、証券、保険など近畿財務局のそれぞれの担当者から要請内容に関する総括回答がありました。

代理店問題では、「代理店に関して権限があるのは、代理店の登録、募集行為等についてであり、損保会社の代理店政策については近畿財務局に指導する権限がない」という従来通りのものですが、「代理店有志のみなさんの要請内容は金融庁にきちんと伝えます」という回答がありました。

その後行われた質疑・応答の中心となったのは「委託型募集人」問題です。出席した代表からは、「現実に自らの会社でも『委託型募集人』が存在し、当該の募集人は大きな不安を抱えている。法人代理店を経営する私たちも苦慮している。当事者が一切の不利益を被らないよう対応してほしい」と申し入れました。

担当官から、「適正化の要件に『廃業』がはいっていることについて危惧されているが、『廃業』を積極的にすすめるという意味ではない」との回答があったのに対し、「損保各社にはこれまで、効率化のためにと代理店を切り捨ててきた歴史がある。だからこそ危惧の念をもっている。委託募集人問題は各社の経営政策ではなく、明らかに金融庁が直接かかわっている問題だ。金融庁が責任をもって指導してほしい」と重ねて要請しました。

さらに、「適正化」後にどれだけの代理店が「廃業」となったのか、確認する必要があるのではないかと、金融庁は状況を把握しそのデータを開示してほしいとも申し入れました。

### 損保ジャパンの退職強要と小畑君のたたかい

また、昨年損保ジャパンから恣意的な考課評定で継続雇用を拒否され、現在裁判でたたかっている小畑裕久君のリーフレットを、近畿財務局担当官6名に配布しました。

出席者から、損保ジャパンと日本興亜損保の「希望退職」が今年度も実施され、これまでも増して激しい「退職強要」が行われたことを紹介。「いま損保業界で起こっているリストラは、従業員の誇りを奪うのみならず、『補償機能』という損保固有の社会的役割をも阻害している。もはや、個社の経営政策の範疇の問題ではなく、損保産業の存立にかかわる問題だと考えられる。こうした現実をぜひご認識いただきたい」と訴えました。

この問題では、当事者である小畑君も発言を行い、すみやかな解決を要請しました。

### 「代理店プロジェクト」がさらに声を

現在「委託型募集人」問題では、損保各社が新たなスキームの作成を検討しています。今回の要請行動の到達をふまえ、「代理店プロジェクト」では、さらにこの問題で声をあげる必要があると議論しています。

損保各社は、この制度を推進してきた道義的責任に鑑み、委託型募集人並びに当該の代理店が一切の不利益を被らないように対処する必要があります。まして、何ら責任のない募集人に「廃業」の選択肢を強いることなど絶対にあってはなりません。

## なくそう核兵器5・17府民のつどいとどけよう！100万筆署名

とき：5月17日(土)午後1時30分～

ところ：エルおおさか大ホール

(京阪・地下鉄谷町線天満橋駅下車徒歩5分)

プログラム

- ・合唱構成「ぞうれっしゃがやってきた」
- ・被爆者証言 地域団体・女性・青年交流
- ・核兵器なくそうピースパレード

記念講演：スティーブン・リーパーさん

劇団きづがわ公演

### 真珠の首飾り

とき：5月31日(土)14:00&18:30

6月1日(日)14:00

ところ：大阪市立こども文化センター

(地下鉄西長堀駅下車すぐ)

料金：3000円(夫婦ペア・シニア2500円)

### 小畑裁判(第5回)

5月30日(金)午後4時30分から

大阪地裁610号法廷

多くの方の傍聴参加をお願いします。

### 報告集会

同日午後6時30分より

アイクルの部屋で

小畑裕久さんの職場(損保ジャパン)